

飫肥の町並み  
～日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区～



日南市教育委員会文化生涯学習課  
平成22年3月

## 伝統的建造物群保存地区とは

伝統的建造物群保存地区（伝建地区）とは、町並みを構成する建造物、門、塀、石垣、生垣などの要素を群としてとらえ、周囲の環境を含めて面的に保存地区として決定されたものです。

昭和40年代から、日本各地で歴史的景観や町並みの保存運動がおこります。これは、戦後の国土開発や高度経済成長に伴う無秩序な都市開発のなかで、民家などの伝統的な建物が急速に姿を消し、歴史的景観が失われていく危機感によるものでした。

こうした動きを受け、昭和50年の文化財保護法改正によって伝統的建造物群保存地区制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。文化財保護法において、伝統的建造物群は、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」という文化財の一つとして掲げられています。

## 飫肥伝統的建造物群保存地区

市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例（日南市の場合、日南市伝統的建造物群保存地区保存条例）に基づき保存計画を定めます。国は、市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

日南市では、昭和50年に伝統的建造物群保存対策調査を実施し、翌昭和51年に保存条例が議決され、保存地区を決定。昭和52年に「地方における小規模な城下町の典型的なものとして侍屋敷の歴史的風致をよくあらわし、我が国にとってもその価値は高い」として、九州で最初に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

### 重要伝統的建造物群保存地区選定基準

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号に該当するもの

(一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの

(二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの

(三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

【飢肥重要伝統的建造物群保存地区】



【飢肥城下絵図】



江戸時代の絵図と現代の地図を見比べると地割りがほとんど変わっていないことが分かるね。



## 飢肥らしい景観とは

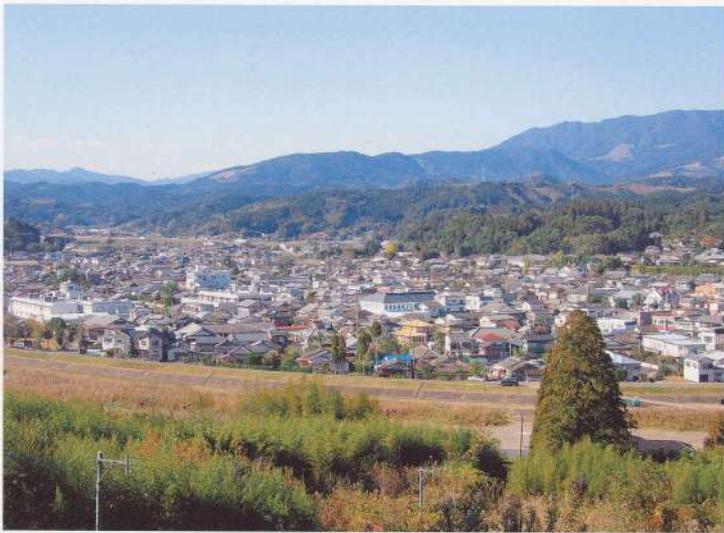
飢肥は、飢肥藩伊東家五万一千石の城下町として栄えました。江戸時代初めの飢肥城下絵図に見られる屋敷割りは、現在の地割とほとんど一致しており、現在もその地割りをよく留めています。また、街路幅が江戸時代のまま維持されてきたので、街路に面した石垣、生垣、門などがよく保存されています。

飢肥城下は、四方を山に囲まれた小盆地に位置して、酒谷川が三方を囲み、外堀の役目を果たしています。城下は、正方形に近い地割りになっており、飢肥城に近い方から、上級家臣、中級家臣、町家、下級家臣の屋敷配置がなされていました。



飢肥の武家屋敷は、各街路に面して飢肥石の石垣を築き、その上にお茶などの植栽を行い、屋敷入口には格式に応じた薬医門や冠木門を設けるところに特徴があります。なお、切石積みの高く積んだ石垣の屋敷には、石段のみで門は設けません(旧伊東伝左衛門家や小鹿倉家等)。門には、振徳堂や合屋家のように、長屋門の例もあります。生垣のかわりに塀を設けたのは、藩主家の豫章館、郡司家など少数です。

石垣は、飢肥石の切石積みや川原石の玉石積みなど様々です。飢肥石は、シラスが固まった溶結凝灰岩で加工しやすく、飢肥城や各屋敷の石垣、墓石、敷石など多く使われています。



## 伝統的建造物群保存地区内での現状変更について

伝統的建造物群保存地区(伝建地区)では、飫肥の町並みを保存・整備していくためのきまりが設けられています。このきまりは、本物の町並みを残しておくために大切なものです。

伝建地区内では、すべての建築物等(建物だけでなく、石垣や門などの工作物や生垣などの環境物件も含みます)について、その現況を変える行為を行う際には、あらかじめ日南市及び日南市教育委員会に申請し、許可を受ける必要があります。

### 許可が必要な行為

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

日南市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項より抜粋

但し、非常災害のため必要な応急措置として行う行為や、仮設の工作物の新築、間伐・枝打ち等通常の管理行為及び軽易な行為は、許可を必要としません。不明な場合は事前にご相談ください。



伝統的建造物群保存地区内での現状変更行為には、許可が必要なんだ。  
これは、飫肥のまちなみを守るために必要な決まりなんだね。

## 修理・修景事業のための経費の補助

伝建地区内では、飢肥の景観を維持し、良くしていくための修理(「伝統的建造物」を、履歴調査に基づき、然るべき時代の姿に戻す行為)・修景(戦後建設された建物や塀、門などの工作物を、周囲の歴史的風致と調和するように配慮して新築、改築、増築する行為)事業への経費の補助制度を設けています。

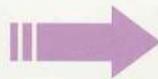
### 【補助内容】

- 建築物等の外観に対する補助
- 補助率 80/100以内

補助を受けるためには、工事を行う前年度の夏頃までに相談していただく必要があります。

但し、内容によっては、補助が受けられない場合や、補助対象工事をお待ちいただくことがあります。

### 【修理・修景工事の例】

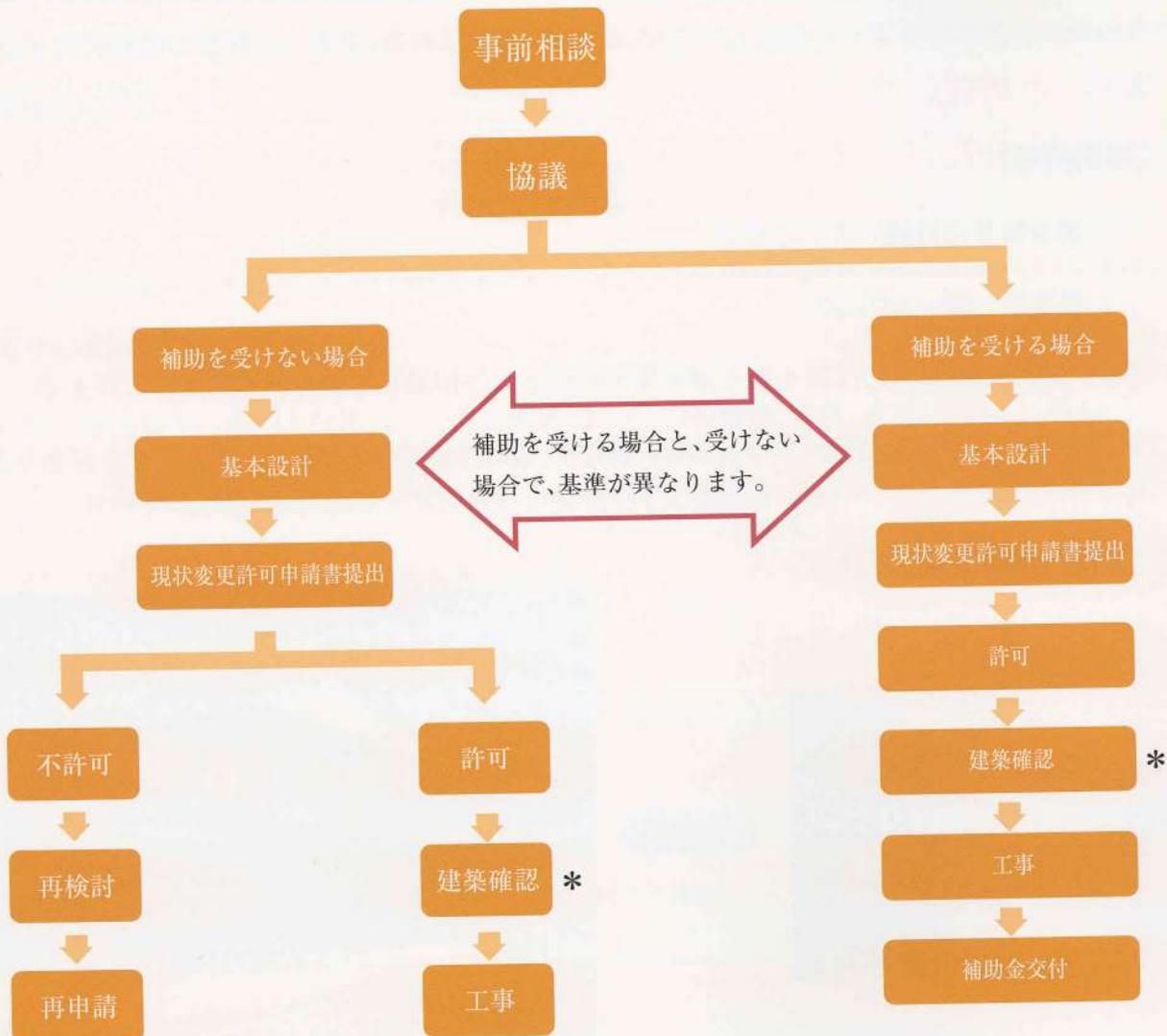


修景前

修景後



景観に影響を与える行為の許可申請の手続き



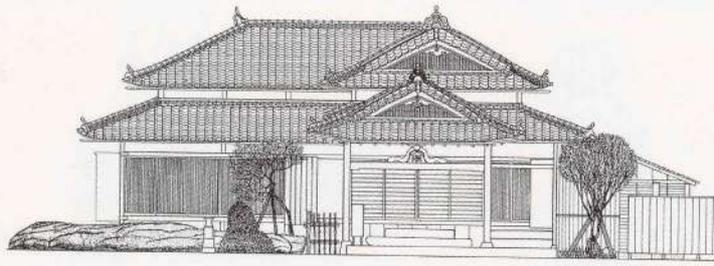
\* 建築基準法上必要な場合のみ。



外から見えない所は申請の必要はありません。  
 分からない場合など、先ずは、相談してみてください。

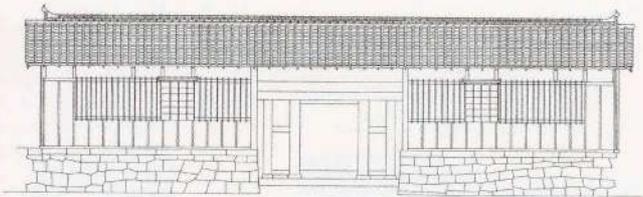
# 飢肥の伝統的建造物事例

豫章館



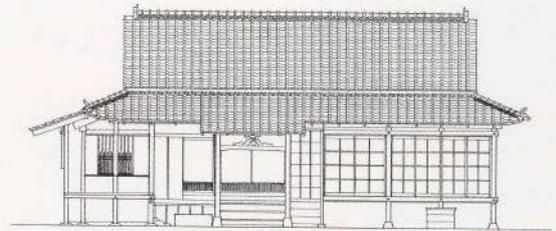
0 1 2 3m

振徳堂長屋門



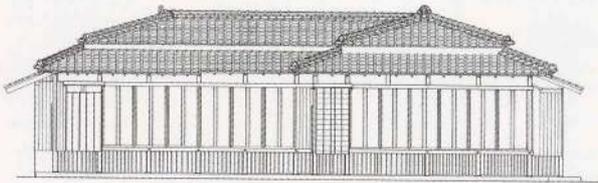
0 1 2 3m

小鹿倉家

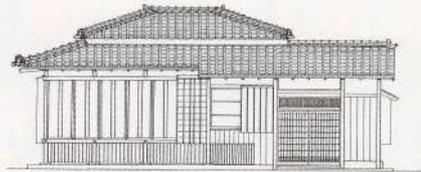


0 1 2 3m

旧伊東祐正家

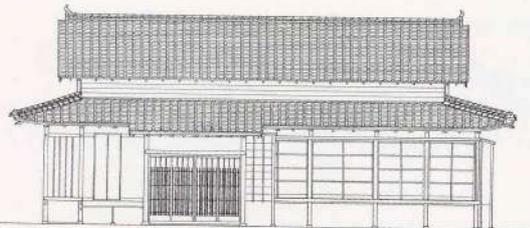


0 1 2 3m



0 1 2 3m

旧伊東伝左衛門家



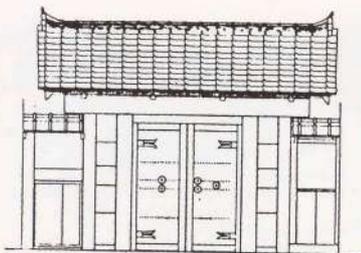
0 1 2 3m

合屋家

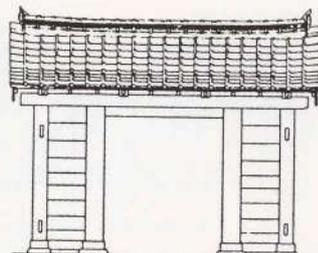


0 1 2 3m

薬医門

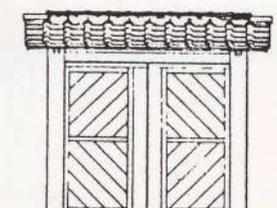


豫章館

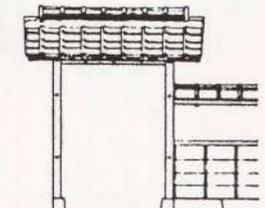


稲沢家

腕木門



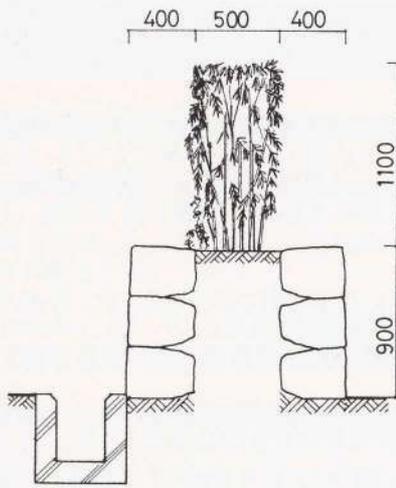
安藤家



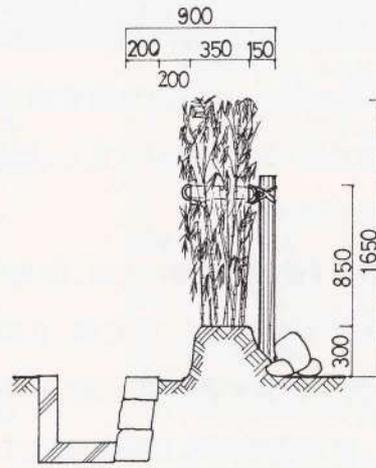
松原家



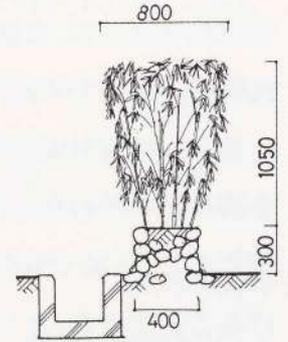
竹の生垣



タイプ1

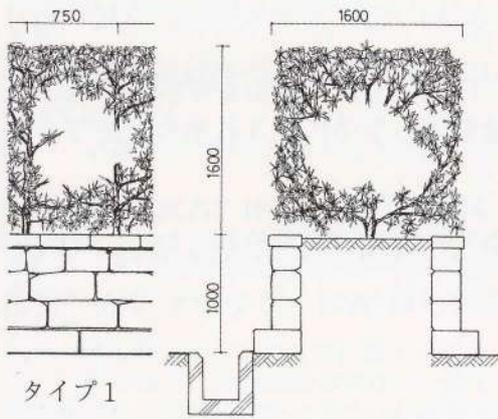


タイプ2

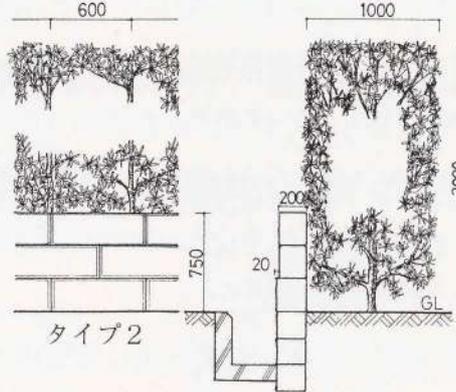


タイプ3

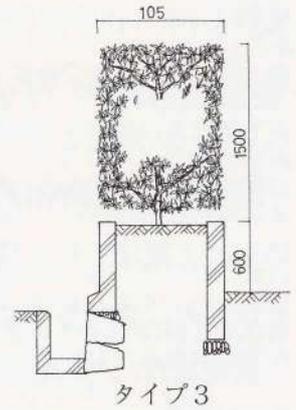
横の生垣



タイプ1

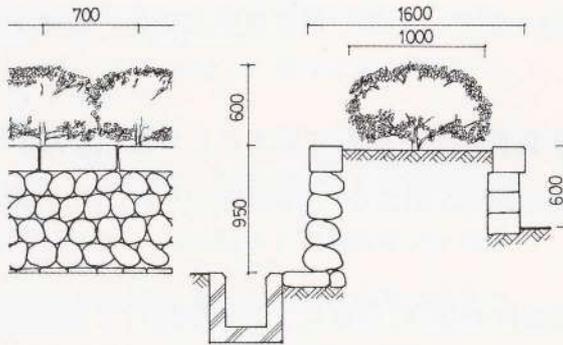


タイプ2

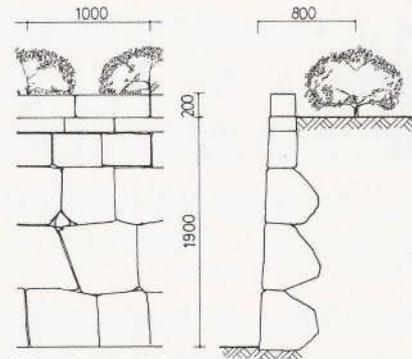


タイプ3

茶の生垣

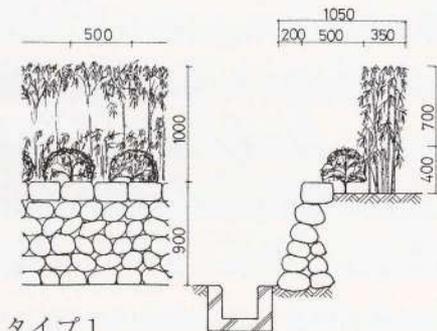


タイプ1



タイプ2

茶と竹の生垣



タイプ1

## 飢肥の歴史

「飢肥」の地名は、平安時代中期の書物『倭名類聚抄』に宮崎郡飢肥郷としてその名が記される。平安時代後期には、大隅、薩摩地方に島津荘が成立し、飢肥はその寄郡となった。飢肥の領家は奈良の興福寺一乗院である。

東京大学史料編纂所所蔵の『長谷場文書』では、南北朝期には飢肥に城が築かれ、在地領主と収納使間の抗争が激化している様子が伺える。同じ頃、日向の都於郡に城を構えて勢力を拡げつつある伊東氏と、都城や飢肥を支配下におく島津氏とは、飢肥の地を巡り何代にもわたって争いを繰り広げることになる。なかでも、伊東義祐は天文10年(1541)から28年の年月をかけて飢肥を攻略して、次男の祐兵を飢肥城主としている。

しかし、元龜3年(1572)の木崎原の合戦で伊東氏は島津軍に大敗し、大友宗麟を頼って豊後に落ち延びた。その後河野氏を頼って四国に渡るが安住できず、義祐は大坂で病死する。祐兵は播州姫路で豊臣秀吉に仕え、天正15(1587)には、秀吉の九州攻略で案内役を務めた功により飢肥の地を与えられた。以後、幕末まで一度の改易もなく伊東氏が飢肥を支配することになる。

飢肥に入った祐兵は、本格的な城下町の建設に取りかかっている。承応元年(1652)から万治2年(1659)のものと推定される城下絵図によると、明治時代以降に拡大した小川・新町地区を除き、現在の飢肥とほとんど変わることはない町割が成立している。

飢肥城は、シラス台地を空堀で区画した南九州に典型的な中世城郭をそのまま使用していた。しかし、寛文2年(1662)、延宝8年(1680)、貞享元年(1684)の相次ぐ地震によって本丸に大きな被害が生じたため、貞享3年(1686)から元禄6年(1693)にかけて石垣を多用した近世的な城館に改築されて現在残る縄張りとなった。

飢肥藩は、広大な山地と長い海岸線を有し、山林資源と水産資源に恵まれていた。そのため、藩の専売品としての飢肥杉が大きな役割を果たした。飢肥杉は、明治から昭和40年代までは、日南地方の経済を支えてきた。

昭和25年(1950)には、飢肥町、油津町、吾田町、東郷村の4町村合併による市制施行で日南市が発足した。続いて昭和30年(1955)には鶴戸村、細田町、昭和31年(1956)には酒谷村、榎原村の一部を編入している。平成21年(2009)には南郷町、北郷町と合併し、現在の姿になった。

こうした時代の移り変わりのなか、明治時代以降、武家屋敷の多くは居住者が変わり、建物の多くが建て替えられ、屋敷地の一部は細分化も進んだ。しかし、地割りや街路の大半は江戸時代前期のまま現在に至っている。昭和40年代に県道元狩倉日南線、昭和50年代に江戸時代前期からの商人町である本町通りが拡幅されたことだけが大きな変化であった。地割りや街路が江戸時代のまま残されていることは、飢肥の武家屋敷の特徴である石垣と生垣、格式に応じた門構えをそのまま残すことになり、そのことが高く評価されて昭和52年(1977)に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

○日南市伝統的建造物群保存地区保存条例  
平成21年3月30日条例第126号

(目的)

**第1条** この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第143条第1項の規定に基づき、日南市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって日南市の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

**第3条** 日南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保存地区を定めたときは、日南市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

(3) 建造物の保存整備計画に関する事項

(4) 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

**第4条** 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為、通常の管理行為及び軽易な行為

(2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 宮崎県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林業を営むために行う行為。ただし、次の(ア)から(エ)までに掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)

(イ) 宅地の造成又は土地の開墾

(ウ) 森林の択伐又は皆伐

(エ) 用排水施設

3 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

**第5条** 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(市長にあっては、第8号に定める基準)に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 伝統的建造物以外の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 伝統的建造物以外の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

**第6条** 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第

4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び教育委員会に協議しなければならない。

**第7条** 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業の施行として行う行為

(2) 都市計画法による国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

(3) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)維持、修繕又は災害復旧に係る行為

(4) 急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(5) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定に仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(6) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(7) 公衆電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(8) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(9) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

(10) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

**第8条** 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長及び教育委員会は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

**第9条** 日南市は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対

しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

**第10条** 日南市は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

**第11条** 教育委員会に日南市伝統的建造物群保存地区保存審議会を置く。

2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議するものとする。

3 審議会の委員の定数は、15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した者

(2) 第8条第1項の規定による命令に違反した者

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の日南市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和51年日南市条例第37号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

○日南市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成21年3月30日教育委員会規則第39号

(趣旨)

**第1条** この規則は、日南市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成21年日南市条例第126号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更の許可申請)

**第2条** 条例第4条第1項の規定により、現状を変更しようとする者は、現状変更許可申請書(別記様式第1号)を市長及び日南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(許可書の交付)

**第3条** 市長及び教育委員会は、前条の規定により許可をしたときは、速やかに現状変更許可書(別記様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(保存地区に対する経費の補助)

**第4条** 条例第10条の規定による補助金交付の額は、経費の10分の8以内の額とする。

(補助金交付の申請)

**第5条** 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第3号)を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

**第6条** 市長及び教育委員会は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付決定書(別記様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(補助金交付の請求)

**第7条** 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者が現状変更の行為を完了したときは、速やかにしゅん工届(別記様式第5号)を添付し、補助金交付請求書(別記様式第6号)を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第8条** 市長及び教育委員会は、前条に規定する請求が適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の決定の取消し)

**第9条** 市長及び教育委員会は、申請者が補助金の交付に関して条件に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は返還を求めることができる。

(審議会の会長及び副会長)

**第10条** 条例第11条第1項の規定による日南市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第11条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第12条** 審議会の庶務は、教育委員会文化生涯学習課において処理する。

(補則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日南市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(昭和52年日南市規則第4号)又は日南市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成18年日南市教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**別記**

様式第1号(第2条関係)

現状変更許可申請書

日南市長 様  
日南市教育委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名 印

日南市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

|              |      |      |
|--------------|------|------|
| 変更場所の位置      |      |      |
| 変更の理由        |      |      |
| 変更内容及び実施の方法  |      |      |
| 工事の着手及び完了の時期 | 着手月日 | 完了月日 |
| 工事施行者        | 住 所  |      |
| 住 所・氏 名      | 氏 名  |      |
| 備 考          |      |      |

※ 裏面に変更しようとする場所の位置図を書いてください。  
※ 添付書類  
(1) 設計仕様書及び設計図  
(2) その他参考となる資料

(裏面)

変更場所位置図

様式第2号(第3条関係)

現 状 変 更 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった保存地区内の現状変更（  
）を日南市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定により許可し  
ます。  
ただし、実施に当たっては、日南市教育委員会の指示を受けること。

年 月 日

日南市長 印  
日南市教育委員会 印

様

様式第4号(第6条関係)

補 助 金 交 付 決 定 書

年 月 日付けで申請のあった につき日南市伝統的建造  
物群保存地区保存条例施行規則第4条の規定により、次の条件を付し補助金を交付  
する。

一 金 円

記

補助金交付の対象となる現状変更の行為内容は、当該申請書のとおりとする。

年 月 日

日南市長 印  
日南市教育委員会 印

様

様式第3号(第5条関係)

補 助 金 交 付 申 請 書

日南市長 様  
日南市教育委員会 様

年 月 日

住 所  
氏 名

日南市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条の規定により補助金を  
交付されるよう、次のとおり申請します。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 現状変更の種類       |           |
| 所要経費の総額       | 円         |
| 交付申請額         | 円         |
| 工事着手及び完了の予定期日 | 着手月日 完了月日 |
| 備 考           |           |

様式第5号(第7条関係)

し ゅ ん 工 届

1 現状変更の種類

2 施 工 場 所

上記の現状変更の行為は、年 月 日に完了しましたので、日南市  
伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所  
氏 名 印

日南市長 様  
日南市教育委員会 様

様式第6号(第7条関係)

補 助 金 交 付 請 求 書

1 現状変更の種類

2 金 額

3 所要金額の総額

別紙のとおり現状変更の行為を完了いたしましたので、日南市伝統的建造物群保  
存地区保存条例施行規則第7条の規定により補助金を交付されるよう請求します。

年 月 日

住 所  
氏 名 印

日南市長 様  
日南市教育委員会 様

## 日南市飢肥伝統的建造物群保存地区保存計画

日南市伝統的建造物群保存地区保存条例(以下「保存条例」という。)第3条の規定に基づき、日南市飢肥伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の保存に関する計画を定める。

### 1 保存地区の保存に関する基本計画

#### 1 方針

日向の国は古代の神話と伝統につつまれたところで日本歴史と共に非常に古いところとされている。

平安中期頃に書かれた「和名抄」によると、日向五郡は白杵・児湯・那珂・宮崎・諸県で、宮崎郡に飢肥郷の名がみえる。飢肥城下町はおおむねの海拔20メートル前後で、ゆるやかに南及び東南に傾斜している。町をとり囲む酒谷川は、飢肥城跡の西北からまわり込んで市街地の西・南・東と三方をとり込み東の太平洋へと流れている。この地は、いくたびか島津、伊東の戦火の巷となったが伊東祐兵の代になり豊臣秀吉の全国的規模にわたる統一の戦いの指揮下に入りその軍功により天正16年(1588年)にこの地を得た。

飢肥城は、周囲24町あり、本丸・松尾丸・中の丸・今城・西の丸・北の丸・松の丸・小城・中の城・宮藪・八幡城と分けられ、典型的な平山城である。

街区は、江戸時代初期に完成して以来ほぼ規模が変わらず、小規模な城下町として侍町と町人町が城を中心に小さくまとまっている。

現在は、大手門筋・横馬場筋・後町筋に「藩校振徳堂」・「伊東家主屋」・「鴻図寮」などやその他の建物、大手門を始めとする長屋門・薬医門・腕木門・白漆喰塗りに腰板張の塀等を残している。

石垣は特産飢肥石の切石積で、整然と築かれたものが多く種々の植栽や木立ちにおおわれ武家屋敷の名残りをしのばせている。

飢肥は、自然的条件と長い歴史的蓄積と相まって一つの美しい生活環境を造りあげてきた。

この環境はうっそうたる飢肥杉にかこまれた城跡、古い屋敷の石垣や門、伝統的な住宅などから構成されており創建時代とほとんど変わらない街区と街路の景観が最も大きな特色であり、魅力である。これらの伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、これらの修理、修景等を行い良好なる住宅地としての環境を維持するものとする。

#### 2 内容

飢肥は、伊東家5万1千石の城下町として長い歴

史に培われた優雅さと静けさを保ち、こけむした石垣が随所に見受けられ往時をしのばせる格調高い雰囲気をかもし出している。由緒のある建物としては藩校、武家住宅等が残っており、飢肥石で積まれた石垣などが歴史的風致を形成している。

これら伝統的建造物、工作物及び自然物等を保存整備するため、特に必要と認められる物件を決定し、その保存整備計画をたて必要な管理施設及び防災施設を設けると共に助成措置を定め、住民の協力を得て伝統的建造物及びこれと一体をなす環境を保存する。

2 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件の決定。

#### 1 伝統的建造物

ア)建築物 別表 1

イ)その他の工作物 別表 2

ウ)伝統的建造物に係る図面 別紙(省略)

2 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件 別表3

#### 3 保存地区内における建造物の保存整備計画

この地区は、町屋筋をはさみ武家屋敷筋、奴町筋と区分され、飢肥城跡の高台を背にこじんまりとまとまっている。この街区割りは江戸時代初期に完成して以来、ほとんど規模を変えていないが由緒ある建物は一部を残すのみとなっている。石垣は町の随所に見受けられ往時の景観をしのぶことが出来る。

近年、開発行為に伴い石垣や生垣、更には古い建物が壊され歴史的風致が失われようとしている。これらの歴史的風致を維持するため、保存地区の伝統的建造物等を地区住民の協力を得て次により修理、修景を行う。

#### 1 建築物

ア 伝統的建造物は主としてその外観を維持するため修理を行う。

イ 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は次の区分による。

- ・ 屋 根 日本瓦(銀ねずみ色)又はこれに類するもの
- ・ 外 壁 ささらこ押縁下見板張、焼杉板白漆喰塗りに又はこれらに類するもの
- ・ 軒 先 化粧、雨どい(茶かっ色)
- ・ 庇 瓦又は板葺もしくは銅板葺(茶かっ色)
- ・ 建 具 木製、カラーサッシ(黒かっ色系)又はこれに類するもの

2 その他の工作物

ア 石垣及び板塀等については現状のまま保存し、破損のはなはだしいものについては築造当時の形式手法で修理する。

(ただし、道路より見える部分に限定する)

イ ブロック塀、セメント塀については可能な限り伝統的な石垣及び板塀に修景をする。

(ただし、道路より見える部分に限定する)

3 自然物

地区内の樹木で1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上あるものの保存に努め既存の生垣については現況のまま保存し、枯損した箇所及び修景のために必要な箇所に樹木の補植又は植栽を行う。

4 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

1 管理施設等

ア 説明板・案内板

保存地区内の管理のため説明板・案内板等を地区内の要所に設置する。

イ 公開施設

伝統的建造物「振徳堂」を観光のため常時開放する。

2 防災施設等

ア 防犯等の設置及び維持管理を行う。

イ 地区内の防犯のため消火栓を設置する。

ウ 伝統的建造物に警報装置を設ける。

5 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

1 経費の補助

保存条例施行規則に基づき、次の経費を補助する。

- ・ 伝統的建造物の修理に要する経費の10分の8以内の額
- ・ 伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更で許可の際、条件を付した部分に要する、経費の10分の8以内の額
- ・ 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の復旧に関する経費の10分の8以内の額
- ・ 修景のため樹木の補植及び植栽に要する経費の10分の8以内の額

2 物資の提供

必要に応じて補足瓦の提供を行うことができる。

(1) 伝統的建造物

ア 建築物 別表1

| 番号  | 種 別           | 員 数 | 所 在 地                 |
|-----|---------------|-----|-----------------------|
| 155 | 主屋 (振徳堂)      | 1棟  | 日南市鉄肥十丁目8193番         |
| 156 | 長屋門 (振徳堂)     | 1棟  | 日南市鉄肥十丁目8193番         |
| 157 | 主屋 (旧伊東伝左衛門家) | 1棟  | 日南市鉄肥四丁目8248番2        |
| 158 | 主屋 (旧伊東祐正家)   | 1棟  | 日南市鉄肥四丁目4237番         |
| 159 | 主屋 (豫章館)      | 1棟  | 日南市鉄肥四丁目4239番         |
| 160 | 薬医門 (豫章館)     | 1棟  | 日南市鉄肥四丁目4239番         |
| 161 | 長屋門 (合屋家)     | 1棟  | 日南市鉄肥八丁目4199番         |
| 162 | 主屋 (小滝倉家)     | 1棟  | 日南市鉄肥八丁目4131番         |
| 163 | 主屋 (船沢家)      | 1棟  | 日南市鉄肥四丁目8264番1、8264番2 |
| 164 | 主屋 (旧山本猪平家)   | 1棟  | 日南市鉄肥五丁目4089番イ        |
| 165 | 主屋 (旧斎藤家)     | 1棟  | 日南市鉄肥四丁目8251番5        |

イ その他の工作物

別表2

| 番号 | 種 別      | 員 数     | 所 在 地                               |
|----|----------|---------|-------------------------------------|
| 1  | 石垣 (切石積) | 52.70m  | 日南市鉄肥十丁目8181番                       |
| 2  | 石垣 (切石積) | 25.90m  | 日南市鉄肥三丁目8170番1                      |
| 3  | 石垣 (切石積) | 30.10m  | 日南市鉄肥三丁目8151番                       |
| 4  | 石垣 (切石積) | 156.75m | 日南市鉄肥十丁目8193番                       |
| 5  | 石垣 (切石積) | 12.40m  | 日南市鉄肥三丁目8150番                       |
| 6  | 石垣 (切石積) | 15.20m  | 日南市鉄肥三丁目8141番3                      |
| 8  | 石垣 (切石積) | 3.90m   | 日南市鉄肥三丁目8141番                       |
| 9  | 石垣 (切石積) | 41.00m  | 日南市鉄肥三丁目8125番2、8125番4、8125番6、8125番8 |
| 10 | 石垣 (玉石積) | 15.90m  | 日南市鉄肥三丁目8125番4、8125番8               |
| 11 | 石垣 (切石積) | 36.30m  | 日南市鉄肥四丁目8245番                       |
| 12 | 石垣 (切石積) | 6.80m   | 日南市鉄肥四丁目8244番                       |
| 13 | 石垣 (切石積) | 39.30m  | 日南市鉄肥十丁目8224番1                      |
| 14 | 石垣 (切石積) | 5.00m   | 日南市鉄肥四丁目8226番5                      |
| 15 | 石垣 (切石積) | 19.40m  | 日南市鉄肥四丁目8226番4                      |
| 16 | 石垣 (玉石積) | 12.40m  | 日南市鉄肥四丁目8229番                       |
| 17 | 石垣 (切石積) | 55.50m  | 日南市鉄肥四丁目8252番                       |
| 18 | 石垣 (切石積) | 20.00m  | 日南市鉄肥四丁目8251番4、8251番5               |
| 19 | 門        | 1棟      | 日南市鉄肥四丁目8251番5                      |
| 20 | 石垣 (切石積) | 134.90m | 日南市鉄肥四丁目8248番2                      |
| 21 | 石垣 (切石積) | 109.70m | 日南市鉄肥四丁目8249番、8249番9                |
| 22 | 石垣 (切石積) | 29.10m  | 日南市鉄肥四丁目8250番1、8250番2               |
| 23 | 石門       | 1か所     | 日南市鉄肥四丁目8250番2                      |
| 24 | 石垣 (切石積) | 40.40m  | 日南市鉄肥四丁目8253番                       |
| 25 | 門        | 1棟      | 日南市鉄肥四丁目8253番                       |
| 26 | 石門       | 1か所     | 日南市鉄肥四丁目8253番                       |
| 27 | 漆喰塀      | 40.40m  | 日南市鉄肥四丁目8253番                       |
| 29 | 石垣 (切石積) | 15.50m  | 日南市鉄肥四丁目8262番6                      |
| 30 | 石垣 (切石積) | 21.40m  | 日南市鉄肥四丁目8262番5、8262番8               |
| 31 | 石垣 (切石積) | 29.30m  | 日南市鉄肥四丁目8254番                       |
| 32 | 石垣 (切石積) | 11.80m  | 日南市鉄肥四丁目8257番                       |
| 33 | 石垣 (切石積) | 26.70m  | 日南市鉄肥四丁目8261番                       |
| 34 | 石垣 (切石積) | 41.60m  | 日南市鉄肥四丁目8258番                       |
| 35 | 石垣 (切石積) | 16.20m  | 日南市鉄肥四丁目8259番1                      |
| 36 | 石垣 (切石積) | 21.50m  | 日南市鉄肥四丁目8261番2                      |
| 37 | 石垣 (切石積) | 14.40m  | 日南市鉄肥四丁目8259番                       |
| 38 | 石垣 (玉石積) | 12.50m  | 日南市鉄肥四丁目8260番7                      |

| 番号  | 種 別     | 員 数     | 所 在 地                                |
|-----|---------|---------|--------------------------------------|
| 39  | 石垣(玉石積) | 15.80m  | 日南市鉄肥四丁目8260番6                       |
| 40  | 石垣(玉石積) | 3.90m   | 日南市鉄肥四丁目8260番1、8260番8、8260番9、8260番11 |
| 41  | 石垣(玉石積) | 10.30m  | 日南市鉄肥四丁目8260番5                       |
| 42  | 石垣(切石積) | 118.30m | 日南市鉄肥四丁目4237番、4237番1                 |
| 43  | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥四丁目4237番                        |
| 44  | 石垣(切石積) | 562.95m | 日南市鉄肥十丁目4242番1、4242番2、4242番3、4242番4  |
| 45  | 石垣(切石積) | 103.20m | 日南市鉄肥九丁目4231番口、4238番、4239番           |
| 46  | 漆喰塀     | 76.95m  | 日南市鉄肥九丁目4238番、4239番                  |
| 48  | 石垣(切石積) | 12.70m  | 日南市鉄肥四丁目4232番3                       |
| 49  | 石垣(切石積) | 17.20m  | 日南市鉄肥九丁目4231番5                       |
| 50  | 石垣(切石積) | 36.20m  | 日南市鉄肥四丁目4106番14                      |
| 51  | 石垣(切石積) | 42.40m  | 日南市鉄肥九丁目4128番1、4128番5                |
| 52  | 石垣(切石積) | 24.10m  | 日南市鉄肥九丁目4128番4                       |
| 53  | 石垣(切石積) | 26.60m  | 日南市鉄肥四丁目4126番1、4126番3                |
| 54  | 石垣(切石積) | 36.50m  | 日南市鉄肥四丁目4125番4、4125番16               |
| 55  | 石垣(切石積) | 29.15m  | 日南市鉄肥四丁目4125番2                       |
| 56  | 石垣(切石積) | 45.80m  | 日南市鉄肥四丁目8264番2                       |
| 57  | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥四丁目8264番2                       |
| 58  | 石垣(切石積) | 6.00m   | 日南市鉄肥四丁目8265番1                       |
| 59  | 石垣(切石積) | 42.50m  | 日南市鉄肥四丁目8266番11                      |
| 60  | 石垣(切石積) | 8.30m   | 日南市鉄肥八丁目4130番5                       |
| 61  | 石垣(切石積) | 16.00m  | 日南市鉄肥五丁目4127番2                       |
| 63  | 石垣(切石積) | 5.30m   | 日南市鉄肥八丁目4130番1                       |
| 64  | 石垣(切石積) | 11.00m  | 日南市鉄肥八丁目4130番4                       |
| 65  | 石垣(切石積) | 56.80m  | 日南市鉄肥八丁目4130番2、4130番6                |
| 66  | 漆喰塀     | 4.60m   | 日南市鉄肥八丁目4130番2                       |
| 67  | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥八丁目4130番2                       |
| 68  | 石垣(切石積) | 34.50m  | 日南市鉄肥八丁目4201番                        |
| 69  | 石垣(玉石積) | 13.80m  | 日南市鉄肥八丁目4201番                        |
| 71  | 石垣(玉石積) | 26.30m  | 日南市鉄肥八丁目4204番                        |
| 72  | 石垣(切石積) | 4.50m   | 日南市鉄肥八丁目4204番                        |
| 74  | 石垣(切石積) | 27.20m  | 日南市鉄肥八丁目4206番1                       |
| 76  | 石垣(玉石積) | 15.10m  | 日南市鉄肥八丁目4206番                        |
| 78  | 石垣(切石積) | 30.80m  | 日南市鉄肥八丁目4198番                        |
| 79  | 石垣(切石積) | 31.30m  | 日南市鉄肥八丁目4199番                        |
| 80  | 漆喰塀     | 14.50m  | 日南市鉄肥八丁目4199番                        |
| 81  | 石垣(切石積) | 10.00m  | 日南市鉄肥八丁目4200番1、4200番2、4200番3         |
| 82  | 石垣(切石積) | 87.90m  | 日南市鉄肥八丁目4131番                        |
| 83  | 石垣(玉石積) | 19.50m  | 日南市鉄肥八丁目4131番                        |
| 84  | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥八丁目4131番                        |
| 85  | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥八丁目4131番                        |
| 86  | 石垣(切石積) | 26.00m  | 日南市鉄肥五丁目4121番8                       |
| 88  | 石垣(切石積) | 13.30m  | 日南市鉄肥五丁目4121番1                       |
| 89  | 石垣(切石積) | 25.10m  | 日南市鉄肥五丁目4120番1、4120番2、4121番3         |
| 90  | 石垣(玉石積) | 30.50m  | 日南市鉄肥五丁目4119番1、4119番イ、4120番1         |
| 92  | 石垣(玉石積) | 25.20m  | 日南市鉄肥五丁目4118番1                       |
| 93  | 石垣(切石積) | 64.40m  | 日南市鉄肥五丁目4103番                        |
| 94  | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥五丁目4103番                        |
| 96  | 石垣(玉石積) | 19.50m  | 日南市鉄肥五丁目4098番2                       |
| 98  | 石垣(切石積) | 26.30m  | 日南市鉄肥五丁目4095番、4096番                  |
| 100 | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥五丁目4095番                        |
| 101 | 石垣(切石積) | 76.20m  | 日南市鉄肥五丁目4089番イ                       |
| 102 | 漆喰塀     | 31.40m  | 日南市鉄肥五丁目4089番イ                       |
| 103 | 門       | 1棟      | 日南市鉄肥五丁目4089番イ                       |
| 104 | 石垣(切石積) | 8.10m   | 日南市鉄肥五丁目4089番イ                       |
| 105 | 石垣(切石積) | 15.30m  | 日南市鉄肥五丁目4088番口-1、4088番口-2            |
| 106 | 石垣(切石積) | 43.80m  | 日南市鉄肥八丁目4132番1、4132番3、4132番4、4132番5  |
| 107 | 石垣(切石積) | 11.50m  | 日南市鉄肥七丁目3769番                        |
| 108 | 石垣(切石積) | 16.70m  | 日南市鉄肥七丁目3769番2                       |
| 109 | 石垣(切石積) | 40.60m  | 日南市鉄肥六丁目3866番                        |
| 110 | 漆喰塀     | 14.00m  | 日南市鉄肥六丁目3866番                        |

| 番号  | 種 別     | 員 数    | 所 在 地                         |
|-----|---------|--------|-------------------------------|
| 111 | 門       | 1棟     | 日南市鉄肥六丁目3866番                 |
| 112 | 石垣(切石積) | 37.20m | 日南市鉄肥七丁目3770番                 |
| 114 | 石垣(切石積) | 24.75m | 日南市鉄肥七丁目3771番                 |
| 115 | 石垣(切石積) | 28.45m | 日南市鉄肥七丁目3772番                 |
| 118 | 石垣(切石積) | 15.23m | 日南市鉄肥七丁目3777番口                |
| 120 | 石垣(切石積) | 9.50m  | 日南市鉄肥七丁目3779番1                |
| 122 | 石垣(切石積) | 16.40m | 日南市鉄肥七丁目3779番2                |
| 124 | 石垣(切石積) | 13.50m | 日南市鉄肥七丁目3781番7                |
| 126 | 石垣(切石積) | 15.90m | 日南市鉄肥七丁目3786番                 |
| 127 | 石垣(切石積) | 15.10m | 日南市鉄肥七丁目3789番                 |
| 128 | 石垣(切石積) | 56.10m | 日南市鉄肥六丁目3864番、3864番口-2、3864番2 |
| 129 | 石垣(玉石積) | 9.00m  | 日南市鉄肥六丁目3864番口-2              |
| 131 | 石垣(切石積) | 58.05m | 日南市鉄肥六丁目3865番、3865番1          |
| 133 | 門       | 1棟     | 日南市鉄肥六丁目3865番1                |
| 134 | 石垣(切石積) | 56.90m | 日南市鉄肥六丁目3902番                 |
| 135 | 石垣(切石積) | 5.80m  | 日南市鉄肥六丁目3864番1                |
| 136 | 石垣(玉石積) | 25.90m | 日南市鉄肥六丁目3903番1、3903番2         |
| 138 | 石垣(切石積) | 13.50m | 日南市鉄肥六丁目3904番                 |
| 140 | 石垣(切石積) | 15.40m | 日南市鉄肥六丁目3899番1、3900番          |
| 141 | 石垣(切石積) | 15.20m | 日南市鉄肥六丁目3898番                 |
| 142 | 石垣(切石積) | 15.00m | 日南市鉄肥六丁目3904番1                |
| 144 | 石垣(切石積) | 37.05m | 日南市鉄肥六丁目3905番1、3905番口、3905番3  |
| 145 | 石垣(切石積) | 13.00m | 日南市鉄肥六丁目3898番1                |
| 146 | 門       | 1棟     | 日南市鉄肥六丁目3898番1                |
| 147 | 石垣(切石積) | 8.10m  | 日南市鉄肥六丁目3897番ハ-2              |
| 149 | 石垣(切石積) | 8.70m  | 日南市鉄肥六丁目3897番1、3897番ハ-1       |
| 150 | 石垣(切石積) | 34.70m | 日南市鉄肥六丁目3897番、3897番イ          |
| 151 | 石垣(玉石積) | 29.90m | 日南市鉄肥六丁目3897番イ、3897番3         |
| 153 | 門       | 1棟     | 日南市鉄肥六丁目3897番イ                |
| 154 | 石垣(切石積) | 16.85m | 日南市鉄肥六丁目3908番                 |

(2)伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件

別表3

| 番号  | 種 別 | 員 数    | 所 在 地                         |
|-----|-----|--------|-------------------------------|
| 47  | 生垣  | 19.20m | 日南市鉄肥九丁目4231番4                |
| 62  | 生垣  | 6.00m  | 日南市鉄肥五丁目4121番7                |
| 70  | 生垣  | 19.00m | 日南市鉄肥八丁目4201番                 |
| 73  | 生垣  | 13.00m | 日南市鉄肥八丁目4204番                 |
| 75  | 生垣  | 14.00m | 日南市鉄肥八丁目4206番1                |
| 77  | 生垣  | 15.10m | 日南市鉄肥八丁目4206番                 |
| 87  | 生垣  | 11.80m | 日南市鉄肥五丁目4121番10               |
| 91  | 生垣  | 27.80m | 日南市鉄肥五丁目4119番1、4119番イ、4120番1  |
| 95  | 生垣  | 34.20m | 日南市鉄肥五丁目4110番4、4110番5         |
| 97  | 生垣  | 19.50m | 日南市鉄肥五丁目4098番2                |
| 99  | 生垣  | 16.30m | 日南市鉄肥五丁目4095番、4096番           |
| 113 | 生垣  | 37.20m | 日南市鉄肥七丁目3770番                 |
| 119 | 生垣  | 25.23m | 日南市鉄肥七丁目3777番口                |
| 121 | 生垣  | 9.50m  | 日南市鉄肥七丁目3779番1                |
| 123 | 生垣  | 16.40m | 日南市鉄肥七丁目3779番2                |
| 125 | 生垣  | 13.50m | 日南市鉄肥七丁目3781番7                |
| 130 | 生垣  | 60.00m | 日南市鉄肥六丁目3864番、3864番口-2、3864番2 |
| 132 | 生垣  | 31.30m | 日南市鉄肥六丁目3865番1                |
| 137 | 生垣  | 16.70m | 日南市鉄肥六丁目3903番1                |
| 139 | 生垣  | 13.50m | 日南市鉄肥六丁目3904番                 |
| 143 | 生垣  | 15.00m | 日南市鉄肥六丁目3904番1                |
| 148 | 生垣  | 8.10m  | 日南市鉄肥六丁目3897番ハ-2              |
| 152 | 生垣  | 7.50m  | 日南市鉄肥六丁目3897番イ、3897番          |

日南市鉄肥伝統的建造物群保存地区保存物件



【お問い合わせ先】

日南市教育委員会文化生涯学習課文化財係

電話 31-1145